

意見書

令和元年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

〒

住 所 : _____

ふり がな : _____

氏 名 : _____

電 話 : _____

川崎市環境影響評価に関する条例（平成 11 年川崎市条例第 48 号）第 13 条第 1 項の規定による意見書を次のとおり提出します。

指定開発行為の名称

(仮称) 鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業

意 見

宮前区のバランスの良い住環境整備

再開発地域の総床面積に占める約70～80%は住宅で、公共機能はごくわずかです。区役所、市民館、図書館は従来の面積、機能を超えないと市は表明しています。開発区域の狭さを考えと当然と言えば当然です。

公共機関は現状と変わらず、自転車や歩いてくる人の坂道の不便さは同じ、向丘地域、特に平、五所塚、神木本町から来る人はバス、電車を乗り継いでくる人も増えます。便利どころか不便性が増加することが想定されます。

こんな不便な場所は中止して、まだ 30 年使える現区役所、市民館、図書館を使う方が、税金の無駄使いになりません。なによりも、鷺沼地域以外の住環境を著しく悪化させます。

鷺沼には支所、市民館・図書館の分館をつくり、バランスよい宮前区の住環境整備をするべきです。

(備 考)

- 1 提出された意見書は、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者（事業者）に送付します。
- 2 意見に対する見解は指定開発行為者（事業者）が作成します。
詳細は裏面を御覧ください。
- 3 この用紙で記載しきれない場合は、便箋、罫紙等を用いてください。
- 4 送付先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市環境局環境評価室
電話番号 044-200-2156
- 5 提出期限 令和元年 9 月 26 日（木）まで（当日消印有効）